

新潟市教職員健康管理委員会要綱

(目的)

第1条 新潟市立の学校に勤務する教職員の疾病や健康状態を検討し、健康管理の適正を図るため、新潟市教職員健康管理委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(定義)

第2条 この要綱における「教職員」とは、新潟市立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する者で、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 教職員の疾病に関する治療の要否、勤務の可否、生活指導の内容に関すること
- (2) その他教育委員会が必要と認めること

(委員構成等)

第4条 委員会は、委員5人以内をもって構成する。

- 2 委員は、医学に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が依頼する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算の在任期間が6年を超える者は再任できない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会の会議の進行役を務める。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎月1回、臨時会は会長が必要と認めるとき開くものとする。
- 4 教育長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取し、又は関係機関に対し資料の提出を求め、その資料を報告することができる。
- 5 会議及び会議録は公開しない。ただし、教育長が必要と認めるときは、全部又は一部を公開することができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会学校人事課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。